

1. 会合名	「広告及び景品類の提供に関する規則」等の見直しに関するワーキング（広告指针对応）（第12回）
2. 日 時	平成23年11月21日（月）午前10時～11時30分
3. 議 案	1. 「広告等に関する指針」改訂案の当局との接触模様について 2. アフィリエイト広告への対応について 3. その他
4. 主な内容	1. 「広告等に関する指針」改訂案の当局との接触模様について 事務局より、「広告等に関する指針」改訂案の当局との接触模様について、報告が行われた。 2. アフィリエイト広告への対応について 事務局より、アフィリエイト広告の概要、問題点及び対応案について、説明が行われた。本件については、本対応案に係る意見を本ワーキング・グループメンバー会社から募集することとなった（別紙1及び別紙2参照）。 （主な意見等） ・ 本対応案は、アフィリエイトターのサイトにバナー広告が貼られている場合に限って行うものなのか。 → バナー広告がないアフィリエイトターのサイトも本対応案の対象に含めて考えていただくことが望ましい。（事務局） ・ 別紙2の「②金商業者とアフィリエイトターとの間にASPが介在するケース（間接的な契約形態）」における対応案をどこまで実行できるのかが不透明な印象を受ける。 → アフィリエイトターがASPを利用する際の規約（以下、「利用規約」という。）には、不適正な内容があった場合には修正・削除をASPから求めることができるような内容を既に盛り込んでいるケースが多い。このことから、本対応案は実行可能な内容であると考え。（事務局） → 本対応案で求める内容を実行するに際して法的な問題がないかについて、事務局の法務部門において確認をお願いしたい。 → 了解した。（事務局） 3. その他 事務局より、以下の協会員通知を協会WANにおいて発出した旨及びその概要について、説明が行われた。 ○ 平成23年11月18日付け協会員通知「ソーシャルメディアの利用に関するアンケート調査の結果について」（（自）23第78号）

	引き続き、事務局より、以下の２つの協会員通知を協会W A Nにおいて発出する予定がある旨及びその概要について、説明が行われた。 ○ 平成 23 年 11 月 21 日付け協会員通知「リンク債及びO T Cデリバティブ取引に投資するE T Fの信用リスクに関する顧客への説明の充実について」((自) 23 第 79 号) ○ 平成 23 年 11 月 21 日付け協会員通知「エンハンスド型指標に連動するE T F等に対する投資勧誘規則第 5 条の 2 の適用等について」((自) 23 第 80 号)
5. その他	※ 本議事要旨は暫定版であり、今後、内容が一部変更される可能性があります。
6. 本件に関する問い合わせ先	自主規制企画部 (0 3 - 3 6 6 7 - 8 4 7 0)